

令和 6 年 6 月 15 日現在

機関番号：32642

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2020～2023

課題番号：20K02094

研究課題名(和文)パリのフィリピン人家事労働者とその生活世界 非正規滞在、正規化、正規化後

研究課題名(英文)Filipino Domestic Workers in Paris and the Transformation of Their Life Projects

研究代表者

伊藤 るり (Ito, Ruri)

津田塾大学・総合政策研究所・研究員

研究者番号：80184703

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,200,000円

研究成果の概要(和文)：パリの富裕層世帯で働くフィリピン人家事労働者24名(全員女性)への聞き取り調査から、過半数はシェンゲン域内国境検問廃止(1995年)以降に入国していること、全員非正規滞在のフェーズを経るが、過半数は2007年オルトフー法以降に正規化していること、非正規滞在年数は5年以内が4割、10年以上が3割強であり、この間の就労と生活は親族ネットワークや各種アソシエーション、なかんずく宗教組織によって支えられることが確認できた。正規化後は、子どもの教育費確保という目標達成後もフランスでの就労継続を目指す者が多い。また、「就労に基づく正規化」が在留資格を不安定化させる傾向にあることも認められた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、フランスの富裕層世帯で働くフィリピン人家事労働者の入国背景と非正規滞在、正規化、正規化後の3つのフェーズに着目しながら、24名への聞き取り調査をもとに、その就労と生活の実態、「母親アイデンティティ」に基づくライフ・プロジェクトについて検討するものである。かつ、家事労働のニッチを核として形成されてきたフィリピン人コミュニティの生活世界についても光を当て、相対的に長期の視点に立ってフィリピン人家事労働者の移住システムとコミュニティの関係を考えると本研究の学術的意義がある。また、新自由主義的な論理に立つ「就労に基づく正規化」の政策的含意を捉える事例研究としての意義を有する。

研究成果の概要(英文)：Based on interviews with 24 Filipino domestic workers (all female) working in affluent households in Paris, we found that (1) the majority entered the country after the abolition of border checkpoints in the Schengen area (1995), (2) the majority became regularized after the 2007 Hortefeux Law, and (3) while 40% of them stayed undocumented for less than 5 years, more than 30% had to endure this phase for over 10 years. The workers cope with the difficulties of undocumented phase, thanks to the support they get from family networks, ethnic and especially religious associations. This was proven true also during the pandemic years. After regularization, many of the mothers continue working in France even after achieving their initial goal of securing education for their children in the Philippines. This study also reveals the destabilizing effects of "work-based regularization" on migrant workers.

研究分野：国際社会学、ジェンダー研究

キーワード：家事労働者 フィリピン フランス 移住労働 家庭雇用 ライフストーリー

1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究は、筆者が2009年以降、移住家事労働者の就労実態及び権利保障に関する国際比較を主題とした共同研究を行い、研究代表者として全体を統括する一方で、フランスの事例を担当する中で着想を得た（伊藤編、2020）。

(2) フランスには、個人家庭が家事労働者を直接雇用する「家庭雇用」部門があり、産別全国労働協約が存在する。政労使対話が制度化された希有な事例である。他方、移民政策上、フランスは原則的に家事労働者を受入れていない。このことを背景に、フランスの富裕層世帯で働くフィリピン人家事労働者の大多数は非正規滞在者として就労を始めるが、一定期間を経て正規化を果たすことになる。研究開始時、在仏フィリピン人コミュニティは推計27,000人とされるが、家事労働者とその家族はその中核を占める。

2. 研究の目的

(1) 第1の目的は、パリ地域に就労し、非正規滞在を経験したあと、正規化を果たしたフィリピン人家事労働者へのライフストーリーの聞き取りをとおして、①来仏の背景と非正規滞在、②正規化のプロセス、③正規化後、の3つのフェーズにおける就労と生活のあり方を検討し、ライフ・プロジェクトの変化やそのパターンを明らかにすることにある【目的A】。

(2) 第2の目的は、家事労働のニッチを中心に構成されてきた①フィリピン人コミュニティの構造と変化、②家事労働者のフィリピン人コミュニティへの帰属のあり方、ならびに③フィリピン社会や残留家族との関係とその変化のありようを考察することである【目的B】。

3. 研究の方法

(1) 上記目的を達成するため、3つの現地調査を計画した。①パリ調査I：フィリピン人家事労働者のライフ・ストーリー（非正規滞在、正規化、正規化後）の聞き取り（目的A）、②パリ調査II：パリのフィリピン人コミュニティの構造（同郷集団、宗教組織、各種アソシエーション、大使館など）に関する聞き取り（目的B）、③フィリピン調査：OWWA（海外労働者福祉庁）、CFO（在外フィリピン人委員会）、家事労働者の残留家族などへの聞き取り（目的AとB）。

(2) だが、新型コロナウイルス感染拡大のため、2020年度と21年度は現地調査を実施できなかったため研究期間を1年延長の上、パリ1次調査（2022年夏）と2次調査（2023年夏）を実施した。これ以前に断続的に行ってきた調査過程でフィリピン人家事労働者とのラポールを徐々に築いてきたことから、本研究での調査も含め、合計で24名に関する移動歴と就労歴についてのデータを集めることができた。また、2次調査で、在仏フィリピン人コミュニティの祭典「ピスタ・サ・パリス」の参与観察とともに、同祭典実行委員会幹部、及び駐仏大使館関係者へのインタビューを行った。他方、フィリピン調査（③）については実施できず、今後の課題とした。

(3)このほか、先行研究や関連統計などの収集、また1次・2次調査では雇用主側の動向をとらえるため、個人家庭雇用主連盟（FEPEM）に対する継続的聞き取り調査を行った。

4. 研究成果

調査対象となったのは、パリの富裕層世帯で働く、もしくは勤務経験をもつフィリピン人家事労働者24名である（全員女性）。

(1)目的Aとの関連では以下の3点を挙げるができる。

①来仏の背景と非正規滞在：出身地はフィリピン全土に広がっている。学歴は大卒が8名、大学中退が1名で全体の半数近くを占め、その他は小学校卒、高卒、専門学校卒業などである。

入国年は1987年から2014年まで幅があるが、8割強の者はシェンゲン域内国境検問廃止（1995年）以降の入国である。観光ビザを用いた入国が5割弱で、このほか中近東諸国で就労していた者が雇用主のフランスでのバカンス滞在中に逃亡したケースも3割程度いる。入国時年齢は20才台が2割、30才台が5割、40才台が2割、残りは50才台以上。全員が非正規滞在を調査時、もしくは過去に経験している。

フランス入国以前に中近東諸国で就労経験がある者が5割以上、台湾、香港、シンガポールでの就労経験をもつ者が3割程度。海外就労の動機としては、子どもの教育費確保を挙げる者が多い。子どもの将来に備えたいという「母親」アイデンティティは先行研究でも指摘されてきた点である（Fresnoza-Flot 2013）。

②正規化のプロセス：非正規滞在の年数は5年以内が4割、6～10年が2割強、10年以上が3割強である。7割強が2007年以降に正規化を果たしている。これは、今回の調査協力者が家事労働者組合による「正規化キャンペーン」と労働相談会を拠点として、機縁法によって集められたことに起因している。「正規化キャンペーン」はオルトフー法（2007年）が、一定の条件の下に、「就労に基づく正規化」を認めたことを機に、組合が取り組み始めたものである（Ito 2016）。

地位正規化の条件のひとつにフランス語能力があることから、フィリピン人アソシエーションが週末に開くフランス語教室もまた、重要な参与観察の場となり、ここから調査対象を広げることができた。しかし、総じてオルトフー法のもとの正規化が中心であることに変わらない。

正規化に要する年数において、鍵を握るのは雇用主である。雇用主が正規化に協力的か、また1年以上の雇用を約束するかが決め手となる。その場合の雇用は、週35時間以上の就労で給与が最低賃金以上という規定がある（2009年時点）ため、複数の雇用主のもとで働く家事労働者にとって正規化のハードルはさらに高くなる。

③正規化後：調査協力者たちは「給与所得者」、もしくは「私的・家族生活」の在留資格を得ている。前者が多数を占めるが、在留資格更新時に次の雇用契約の確保が必要となるなど、その地

位は「私的・家族生活」と比べて不安定である。家事労働を続ける者が多いが、知人の紹介、あるいは職業紹介所などに登録して、有名レストランやホテル業界への転職を図ろうとする者もいる。帰国後の起業を考え、新しいスキルを身につけたいと語る者もいる。

他方で、滞在長期化の中で子どもは成人となっても、次は姪や甥、孫の将来のためにとパリでの海外就労を継続する者も多い。

滞在が長期化する過程で、海外就労の意味に一定の変化も出てくる。Fresnoza-Flotの研究では子どもの将来に備える母親としてのアイデンティティが強調されてきたが、本研究の聞き取りでは、「家族のため」という位相とはべつに、個人としての自己実現の位相がしだいに重みをもつ傾向も見られた。あるいはまた、「家族のため」と説明されてきた海外就労の動機の中に埋め込まれてきた個人としての移動への関心が顕在化する。

さらには老後をどこで暮らすかが、新しい課題として浮上している。フィリピンの家族のために働いていたはずが、家族との絆が途切れ、フランスでの残留を迫られるケースもみられる。このように、正規化後にライフプロジェクトが変化する例は少なくない。

(2) 目的Bについては、先行研究、ならびに在仏フィリピン人コミュニティのリーダーなどへのインタビューの検討から、暫定的に下記4つの時期区分を抽出し、コミュニティの変化を捉えられると考えている。

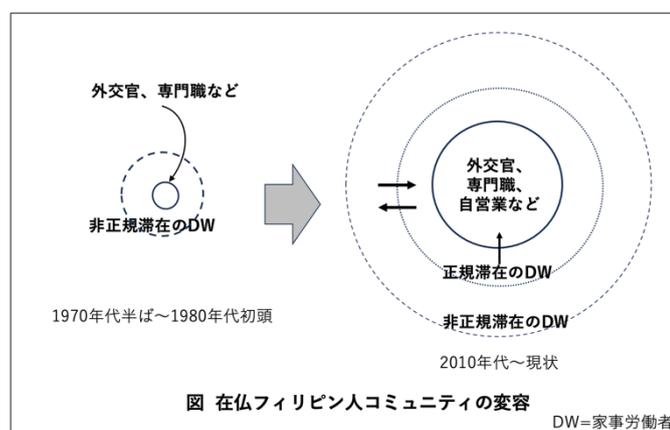
①第1期(1970年代後半～1980)：中東地域の紛争・動乱を背景に、同地に就労していたフィリピン人家事労働者が雇用主たちのパリへの亡命・避難に伴って・入国し、非正規滞在を強いられる時期で、比仏短期滞在ビザの免除規定が廃止されるまで。

②第2期(1981～1995)：ミッテラン政権下で非正規滞在外国人に対して大規模アムネステイが実施され、かつ外国人のアソシエーションが自由化され、フィリピン人のアソシエーション活動が活発化する時期。

③第3期(1996～2006)：シェンゲン域内の国境検問廃止を機に、観光ビザを用いた家事労働者の入国が増加し、フィリピン人コミュニティが飛躍的に拡大、2006年移民法の厳格化まで。

④第4期(2007～現在)：サルコジ政権下で「就労に基づく正規化」が打ち出され、フランス語能力があらたに正規化条件に加えられたことから、フィリピン人にとっての正規化のハードルが上がった時期。

全体として、初期は外交官・専門職などのエリート層と非正規滞在比率の高い家事労働者に分極化していたコミュニティは、40年ほどの時間の経過の中で正規滞在の家事労働者、自営業や中間層が徐々に形成さ



れ、フランス生まれフランス育ちの第二世代の姿もみられる（図参照）。

(3) フィリピン人コミュニティ内部の同郷者ネットワーク、宗教組織と信徒ネットワーク、各種フラタニティ/ソロリティは、非正規滞在者としての不安や苦難を乗り越え、正規化まで雇用先を確保するうえでも重要な役割を担っている。アソシエーションは、新型コロナウイルス感染拡大期においても、家事労働者、フランスの公的な支援を受けづらい非正規滞在者のサバイバルにとって大きな支えとなった。

(4) 新型コロナウイルス感染拡大期、フランスは3回の全面的ロックダウンを経験した。この時期、労働者は原則的に雇用主の家に行くことを禁じられた。その結果、多くが就労停止を経験したが、個人家庭雇用主連盟（FEPEM）によれば、同連盟の働きかけにより、家庭雇用においても「部分的失業（chômage partiel）」が適用されるようになった（2020年3月～9月）。この間、労働者は賃金の80%を確保できた。同様の対応は他のロックダウン時にも適用された。FEPEMは、このほか、感染拡大期の就労のあり方について、ガイドブックをつくり、安全な就労について労働者への教育に取り組んだ。

(5) 在仏フィリピン人コミュニティは先行移民による家族呼び寄せ、もしくは家族合流によって拡大してきた。相互扶助型の移住システムといえるが、その一方で、数は多くはないが、グローバルエリート層世帯が海外で雇用したフィリピン人家事労働者を非合法ルートで入国させ、正規化させるというケースも見られる。名実ともに「グローバルな使用人」（Parreñas）としての移動パターンといえる。

フィリピン人家事労働者の生活世界を支える各種アソシエーションのうち、福音派教会などの宗教組織は、それ自体がトランスナショナルなネットワークであることから、とりわけ孤立した低所得層出身者にとって、疑似家族的よりどころとなっている。また宗教組織の側から見れば、これらの信徒は在外投票で動員できる支持層としても重要である。こうした位相については、さらなる調査研究が今後必要となる。

伊藤るり編、2020、『家事労働の国際社会学——ディーセント・ワークを求めて』人文書院。

Fresnoza-Flot, 2013, *Mères migrantes sans frontières : La dimension invisible de l'immigration philippine en France*, Paris : L' Harmattan.

Ito, Ruri, 2016, "Negotiating Partial Citizenship under Neoliberalism: Regularization Struggles among Filipino Domestic Workers in France (2008-2012)," *International Journal of Japanese Sociology*, Vol 25, Issue 1, pp. 69-84

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 伊藤るり	4. 巻 21
2. 論文標題 フランス家庭雇用モデルの創出と使用者団体－非営利・非市場のセクターを切り拓くFEPEMを中心に	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 国際ジェンダー学会誌	6. 最初と最後の頁 12-33
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 伊藤るり
2. 発表標題 フランスの「家庭雇用」とは何か－FEPEMと 使う側 の主体性
3. 学会等名 国際ジェンダー学会（2022年度大会）
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------